

八街市職員採用試験 (一般行政職初級・幼稚園教諭・社会福祉主事)

市では、平成23年4月1日付けで採用する職員の採用試験(第1次試験)を平成22年度印旛郡市職員採用共同試験により実施します。なお、印旛郡市職員採用共同試験の受験申し込みは、1市町に限りません。併願が判明した場合は、失格となります。

また、共同試験の申込書などは総務課で配付しています。市ホームページからもダウンロード出来ます。

採用予定職種および人数
・一般行政初級 2人
・幼稚園教諭 2人
・社会福祉主事 2人

受験資格

○一般行政初級
平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方
○幼稚園教諭
昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、資格を有する方または、平成23年春季までに資格取得見込み

お詫びと訂正

広報やちまた7月号の3ページ中、『佐倉市八街市酒々井町消防組合職員採用試験』で紹介しました、救急救命士の受験資格に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

の方

○社会福祉主事

昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方で、社会福祉主事任用資格を有する方または、平成22年度中に資格取得見込みの方

※次のいずれかに該当する方は受験できません。
①日本国籍ではない方
②成年被後見人または被保佐人
③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
④当市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
⑤日本国憲法施行の日以後

に、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
○第1次試験(印旛郡市職員採用共同試験)
とき 9月19日(日) ところ 佐倉市立佐倉中学校
○第2次試験
第1次試験合格者に通知します。
○受付期間
8月2日～13日(土曜・日曜日を除く)
午前9時～午後5時
※郵送の場合は 8月13日消印有効
詳しくは、市役所総務課 ☎ 443-1113 へ。

当市以外の市町などを受験される方は、印旛郡市広域市町村圏事務組合、または直接受験希望市町などにお問い合わせください。
詳しくは、印旛郡市広域市町村圏事務組合管理課 ☎ 485-0367
ホームページアドレス <http://www.i-kouiki.com/>

誤：平成22年春季まで
正：平成23年春季まで

4ページ中、『地域のイベント紹介』で紹介しました、四区盆踊り大会の日時に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

誤：7月25日(日)
正：7月24日(土)

7ページ中、『八街平行進実行委員会文化講演会』で紹介しました、連絡先氏名に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
誤：石渡栄美
正：石渡美枝

スポーツの秋！！ ふれあい さわやか スポレク祭

スポーツ・レクリエーション祭を次のとおり開催します。多くの方の参加をお待ちしています。申し込みなど詳しくは、市教育委員会スポーツ振興課(スポーツプラザ内) ☎ 443-1465 へ。

大会名	とき	ところ	費用	参加対象	部門	申込期限
インディアカ大会	8月29日(日) 午前9時～	市スポーツプラザ	1チーム 2,000円	主管団体が参加を認めた方 1チーム5～7人	女子の部・混合の部	8月15日(日)
ソフトバレーボール大会	9月5日(日) 午前9時～	市スポーツプラザ	1人 200円	市内在住の16歳以上の方	女子の部・混合の部(男女半数)	8月22日(日)
グラウンドゴルフ大会	9月7日(火) 予備日9月8日(水) 午前8時30分～	市スポーツプラザ	1人 200円	市内在住者	—	8月22日(日)
パークゴルフ大会	9月17日(金) 予備日9月22日(水) 午前8時30分～	やちまたパークゴルフ	1人 300円	市内在住・在勤者	—	8月29日(日)

地震に備えてわが家の耐震を

地震の被害から家族の命や財産を守るためには住まの耐震化が大切です。地震はいつ起こるか分かりません。この機会にも一度、ご自宅の耐震性を確認してみましよう。

耐震性の確認が必要な建物

昭和56年以前に建てられた建物
・老朽化が著しいまたはバランスの悪い建築物
・多数の人が利用する建築物(階数が3以上で延べ面積が1000㎡以上の建築物)

耐震化についての相談先

(社)千葉県建築士事務所協会 ☎ 224-1640
誰でもできるわが家の耐震診断

簡単な耐震診断については、(財)日本建築防災協会のホームページからダウンロードしてください。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>

八街市木造住宅耐震診断費助成制度

市では、地震時における木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するために昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成します。

○対象となる建築物
受付期限 12月24日(金)
予定戸数 20戸

次のア～エ全てに該当する建物が対象となります。本市に建築されていること。

イ 昭和56年5月31日以前に建築または着工された一戸建て住宅または併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のものであること)。
ウ 柱、梁その他の構造部材が木材の在来軸組工法により造られていること。
エ 地上階数が2以下であること。

※「建築時期」は登記事項証明書や建築確認通知書で確認してください。なお、これらの書類は補助金交付申請時の添付書類となります。

○対象者

補助金の交付を受けることができる方は、木造住宅を所有し、かつ、居住している方であって、当該木造住宅の耐震診断を行う次のいずれかに該当する方とします。

- ①本市の住民基本台帳に登録されている方
- ②本市の外国人登録原票に登録されている方

○補助金の額

木造住宅の耐震診断に要する経費の3分の2以内の額とし、8万円を限度とします。ただし、その額に千

円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

○ご注意

・耐震診断を実施する前に耐震診断士を選定し、診断費用の見積書を作成してもらい、その後に交付申請の手続きを行ってください。
・交付決定以前に着手した場合には、補助金の交付を受けられません。
・耐震診断の実施は、交付決定(変更交付決定)の通知を受けた日から60日以内または1月末のいずれか早い日までに耐震診断を行ってください。

・耐震診断が完了した日から2週間以内に実績報告をしてください。

耐震相談会のご案内

市では、住宅の耐震化の必要性をご理解いただくために耐震相談会を開催します。

とき 8月27日(金) 午後1時30分～
ところ 市役所第三会議室
対象者 市内に木造戸建住宅をお持ちの方
定員 先着10組(予約制)
費用 無料
申込期限 8月20日(金)

詳しくは市役所都市計画課 ☎ 443-1430 へ。